

経第1048号
令和3年3月22日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等の
イベントの開催制限の期間について (通知)

このことについて、令和3年3月18日付け経第1026号により周知を依頼したところですが、令和3年3月19日、内閣官房より「緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項」が通知されました。

つきましては、下記に記載する留意事項について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解と御協力をお願いいたします。

記

令和3年3月18日の報道発表資料において、「イベントの開催制限の期間」については、「令和3年3月22日(月)から当面4月11日(日)まで ※4月12日(月)以降については、国の通知により延長する可能性があります。」としていたところですが、国からの通知を踏まえ、「4月18日(日)まで」とします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp